

安全で安心なまちの実現を目指して

2021 年 12 月 宮城県七ヶ浜町

第 1 七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針

第 2 七ヶ浜町第 3 期地域福祉計画 [2019-2023]

第 3 七ヶ浜町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 [2021-2023]

□掲載している計画の抜粋

2018 年 8 月 22 日策定 七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針

2019 年 1 月 21 日策定 七ヶ浜町第 3 期地域福祉計画 [2019-2023]

2021 年 3 月 25 日策定 七ヶ浜町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 [2021-2023]

□目次

① あいさつ

七ヶ浜町長 寺澤 薫

七ヶ浜町地域福祉推進会議コーディネーター 増子 正

七ヶ浜町防災アドバイザー 宮城 豊彦

第 1 七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針

- ④ 1. 個別支援方針について
- ⑤ 2. 基本方針
- ⑧ 3. アクションプラン
- ⑫ 4. フォローアップ
- ⑬ 虹のむこう（嶋畑 貢 作）

第 2 七ヶ浜町第 3 期地域福祉計画 [2019-2023]

- ⑭ 1. 基本理念
- ⑮ 2. 行政、町社協、地域との連携体制の強化
- ⑯ 3. 地域福祉推進会議の強化

第 3 七ヶ浜町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 [2021-2023]

- ⑱ 1. 地域見守り体制の強化による住民の安全と安心の確保
- ⑲ 2. 地域の見守りと介護予防の連携強化
- ⑲ 3. 健康寿命の延伸と介護予防を目指すための新たな取り組み
- ⑳ 潮風の詩（嶋畑 貢 作）

「安全で安心なまちの実現を目指して」は、本町における平常時の見守りなどに取り組む上で参考となる基本方針や、地域福祉並びに高齢者福祉などの各種計画の抜粋をまとめたものです。

安全で安心なまちにつながる、本町の基本方針や各種計画の概要を理解し、日頃の活動の参考としていただければ幸いです。

□あいさつ

七ヶ浜町長 寺澤 薫



未曾有の大災害となった東日本大震災から10年が経過し、お陰様で町民の皆様のご理解、ご協力、そして多くの心温まるご支援により、本町の復興事業が一つの区切りを迎えることができました。

しかし、震災から10年を経た今もなお震災の余震が相次ぎ、国内では、地震や台風、集中豪雨など大規模自然災害が頻発し、年々災害が狂暴化している印象さえあります。

私たちは先の震災で、行政としての限界を知り、住民同士が支え合い、地域の力がこんなにも大きく、いかに重要であるかを身をもって経験しました。

少子高齢化や人口減少が一層進み、家族や地域コミュニティのあり方さえ変化し続ける今日、私たちは先の震災で得た多くの教訓を後世に伝え、迫りくる災害に着実に活かしていかなければなりません。

本町では平成30年6月に、災害時において自ら避難することが困難な要支援者の安全を確保するため、宮城県内では初となる「七ヶ浜町避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」を制定しました。制定にあたっては、要支援者の命を最優先に要支援者名簿への自動登録と、関係者等への名簿提供を拒否できる「逆手上げ方式」を採用しました。

また、同年8月には、「七ヶ浜町地域防災計画個別支援方針」を策定し、災害発生時や災害の発生が予想される場合に、要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、地域や関係者と連携し、要支援者名簿を活用した支援体制づくりに力を入れてきました。

この「安全で安心なまちの実現を目指して」は、日頃の活動の参考にさせていただくべく、これら取組みの基本方針や関係する各種計画を抜粋しまとめたものです。

地域福祉を取り巻く環境は、コロナ禍の中等、一層厳しさを増しておりますが、今後とも本町の強みでもあるスケールメリットを活かした「攻めの福祉」を推進し、お互いの顔が見える「安全で安心なまち」実現に向け取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本町の防災アドバイザーとしてお力添えを賜っております東北学院大学の宮城豊彦名誉教授、増子正教授をはじめ関係者の皆様方に心から御礼を申し上げます。

□あいさつ



七ヶ浜町地域福祉推進会議コーディネーター 増子 正
(東北学院大学教養学部 地域構想学科 教授)

七ヶ浜町でも、高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯が増加することが予測されます。また、地域には高齢者だけでなく、障害のある方、家族の介護をされている方、子育てをしている方。生活に困窮している方など、サポートを必要とする方もいます。

少子・高齢化の進展により家族形態や地域社会が大きく変化する中、公的サービスだけで地域の課題を解決することは困難になっていますから、様々なサービスを組み合わせたり地域での支え合いを一層強化していく必要があります。「安全で安心なまち」を実現するためには非常時の支え合いだけでなく、平常時から地域に関心を持ち、異変に早期に気づき、命を守るための「見守り活動」を充実させる必要があります。そのためには、地域の誰も見守りに関わる意識を持つことが大切です。

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。七ヶ浜町は地域福祉の活動が活発な町ですから、日常的な地域の「気にかける行動」が「防災」にもつながって、みんなが安全で安心に暮らすことができる七ヶ浜町を実現することができると思います。

本書には、見守り活動の参考になる町の基本方針や地域福祉、高齢者福祉などの計画がまとめられています。こうした取り組みは他市町村にはない先駆的なもので、私自身、七ヶ浜町の取り組みにいつも注目しています。

七ヶ浜町防災アドバイザー 宮城 豊彦

(東北学院大学教養学部 名誉教授)



地域生活を脅かすものは実に多岐に亘ります。個人や家庭の内輪を除外しても数多あるでしょう。七ヶ浜町は 2011 年の東日本大震災時の津波災害のように、突然発生して長く地域生活の全般を破壊し、10 年以上の長きにわたって多大な影響を及ぼすこと、あるいは現在進行形の災禍であるコロナウイルスの蔓延がもたらす日常生活の滞りの継続もあるでしょう。大まかに括れば、台風や地震などの突発災害を含めて、人生の中で誰でも数回はこのような災禍に見舞われることを覚悟しておかなければならないようです。

世界の中で、災害発生の潜在性を評価したデータによれば、日本は世界約 200 各国の中で 10-20 位程度に位置します。一方で死者・行方不明者の発生率は比較的低い状況にあります。ここからは、行政から地域までの地域社会の随所において、災害リスクの理解促進と災害に強い地域・町づくりを営々と重ねてきた成果が垣間見えます。

しかし、身の回りに目を凝らして災害を被る側に立てば、この 30 年来、継続的に進行する人口減少や高齢化、独居世帯数の増加、近所付き合いの希薄化など、地域が胚胎する災害脆弱性は増大しているように思われます。ここに地域での災害に対する備えは、これからも多角的にきめ細やかに推進していかなければならない背景があります。ここで列挙した地域が抱える諸課題とは、つまり地域が抱える災害脆弱性とは、地域が抱える福祉の諸課題と完全に重なっていることにも気づきます。

地域福祉も地域防災も、「脆弱性に気づき、それに常に多少なりとも配慮して生活すること」で推進することができるのではないのでしょうか。町が主題の一つとする「日常時の福祉と発災時の防災は繋がっている」という立ち位置の重要性を感じています。

第1 七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針

1. 個別支援方針について

1) 七ヶ浜町地域防災計画上の位置づけ・策定のねらい

要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

本町では、要支援者に関する円滑かつ迅速な避難支援等を目的として、平成30年5月31日に七ヶ浜町地域防災計画を改訂し、七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針（以下、「個別支援方針」と表記）の策定をしました。

□個別支援方針に盛り込むべき事項

- (1) 関係者等による要支援者に関する情報共有体制の構築に関すること。
- (2) 避難支援体制の構築に関すること。
- (3) その他要支援者の支援に関し必要な事項

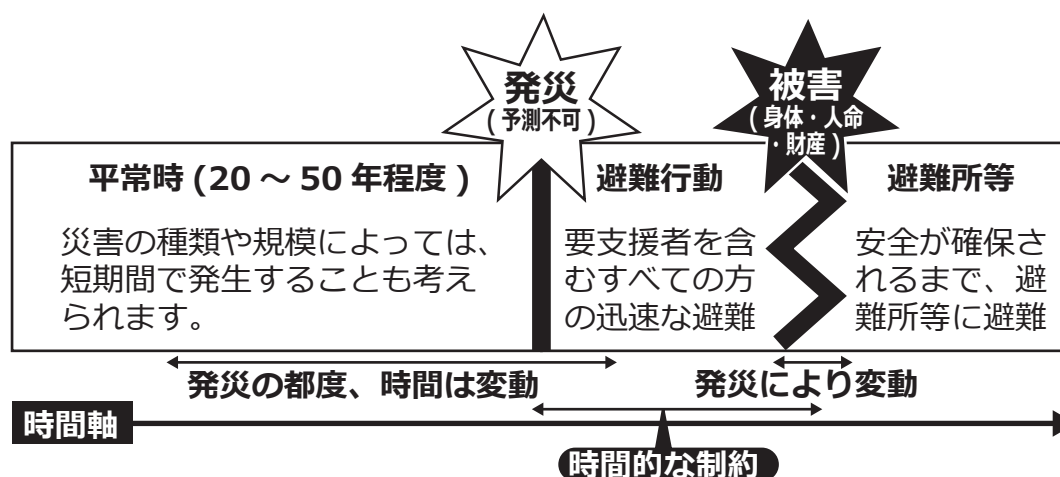
個別支援方針は、なぜ策定の必要があるのでしょうか。

その理由の一つとして挙げられるのは、万全な防災体制を構築したとしても、発災初期の公的支援や外部支援は非常に限定的であり、住民の生命と身の安全の確保を図るためには、住民一人ひとりの避難や避難支援のための判断が求められるためです。

いつ、どのような形で発生するのかわからない災害に備え、住民一人ひとりの臨機応変かつ迅速な判断や対応能力を養うために、日頃の生活状況の把握など、地域活動を通した「情報と経験」の重要性に着目してもらうことが個別支援方針のねらいです。

個別支援方針をきっかけとして、住民の皆様と共に、生命や身の安全の確保を第一とした「安全で安心なまち」の実現を目指してまいります。

□平常時と発災時の流れ（イメージ）



2. 基本方針

[基本方針1] 平常時における日頃の生活状況の把握が、発災時における迅速な避難行動につながります。

いつ、どのような形で発生するかわからない災害に備えるためには、まず、ご家族の間で、ご自身やご家族の身の安全の確保について十分に話し合い、どこに避難したらよいのか、どのように連絡を取り合うのかなど、確認することから始めてください。

その上で、ご近所に要支援者がいる場合、あるいは何らかの支援が必要な方がいる場合は、日頃から、あいさつ程度の声掛けやコミュニケーション活動の中から日々の様子を把握してください。

ある地域の取り組みの一例では、町からの配布文書を班長さんが配る際に、郵便受けなどに入れて済ませるのではなく、できるだけ直接お会いして声掛けを行い、安否確認を兼ねてコミュニケーションを取っているとのこと。

このような、何気ない地域内コミュニケーションの積み重ねによる「情報と経験」が、いざ災害が発生した際に、迅速な避難行動や要支援者に避難を促すなどの迅速な判断につながります。

平常時における地域内の生活状況の把握と情報共有が、「安全で安心なまち」を実現するための第一歩になります。

☐ 平常時の見守り活動と発災時の避難行動との関係

地域において、文書配布等の活動を通し、要支援者を含む見守りが必要な方の生活状況を把握します。



地域内のコミュニティ活動や防災訓練等に積極的に参加し、地域の強みや弱みを理解します。



発災初期に、日頃の地域内活動による情報と経験が、いざ発災が起こった際に、要支援者に避難を促すなどの迅速な避難行動や、避難支援のための迅速な判断につながります。

2. 基本方針

[基本方針2] 支援と協力の限界を十分に認識し、自分の身の安全の確保を最優先します。

個別支援方針は、要支援者に対し特別の権利や行政サービスを提供することを目的としたものではありません。

同様に避難協力者は、要支援者を確実に避難させ、人命や身の安全確保を行う義務があることを定めたものではありません。

平常時の要支援者に対する見守り活動や生活状況の把握は、地域住民の善意やボランティアによって実践されている行動であり、共に助け支えあう「共助」によって成り立っています。要支援者への取り組みは、地域住民の「支援と協力」によって成り立っていることを十分に理解する必要があります。

住民や避難協力者になりうる方が発災初期に最優先すべき行動は、「自身の身の安全を確保すること」です。特に発災初期は、避難行動に対する時間の制約があるため、避難協力者ができる行動は非常に限定的であり、安全が確認できるまでは、一旦避難した場所から安否確認のために地域に戻ってはいけません。

自分の身の安全を確保した次に何ができるのかを十分に考え、避難行動を取りながら、ご近所にお住いの要支援者を含む支援が必要と思われる方への声掛けなど、次の行動に移ってください。

□ 支援と協力の限界・避難協力者が取るべき行動

要支援者に関する取り組みを、要支援者の「権利」と関係者や協力者の「義務」としてとらえるのではなく、すべての町民の「支援と協力」で成り立っていることを理解します。



要支援者に対する万全の備えを行っても、必ずうまく行くとは限らず、「支援と協力」の限界はあることを、要支援者を含め十分に認識します。



避難協力者は、自身の身の安全の確保を行った上で、ご近所の要支援者への声掛けなど、次の行動に移ります。

2. 基本方針

〔基本方針3〕 地域ならではの取り組みを尊重します。

地域の見守り活動や自主防災組織による活動などは、地域によってその取り組み内容や手法は異なっています。その理由は、地域によって地理的な条件や人口の分布、歴史や風土は全く異なり、地域では、より良い活動につなげるため、長い時間を掛けて工夫や改善を行い、現在の取り組みに至っているためです。

このような経緯を踏まえ、個別支援方針に基づき実践活動を行うにあたっては、地域事情を無視した画一的な取り組みは行わず、地域の歴史や風土に培われた、地域ならではの取り組みを尊重します。

一方で、他地域の参考となる取り組み事例は、情報共有を行うなど、地域間の相互連携により、地域力を向上します。

□地域の個性をいかした支援体制の構築

地域によって、人口分布や要支援者の数、地理的な条件などはまちまちであり、地域特性に応じた取り組みが必要です。



町内画一的な取り組みを目指すのではなく、地域の歴史や風土により培われた、地域ならではの取り組みを尊重します。



他の地域の参考となる取り組みは積極的に取り入れ、相互連携により地域力を向上させます。

3. アクションプラン

1) 「安全で安心なまち」の実現に向けて

要支援者に関する取り組みは、避難行動要支援者名簿の作成や地域の見守り活動などの公助や共助による支援は欠かせませんが、一番大切なことは、要支援者や場合によっては避難協力者を含む町民全員の自助による「生きよう」という強い意思です。要支援者にならないための日頃の健康活動の実践も非常に重要です。

「安全で安心なまち」の実現に向けては、住民・地域・行政、それぞれの取り組みと重要性を認識し、横断的かつ一体的に推進します。

□「安全で安心なまち」の全体像

住民 (自助)

- ・地域活動への積極的な参加
- ・要支援者にならないための、健康活動の実践
- ・自ら「生きよう」とする強い意思

地域 (共助)

- ・自主防災活動の実践
- ・地域の見守り活動の実践及び隣近所の声掛けによる地域内の情報の把握と共有
- ・地域コミュニティ活動を通じた、地域内連携体制の構築

町・社協 (公助)

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・要支援者ケース会議、地域福祉推進会議による情報共有
- ・庁内および社協、関係者等との横断的な連携体制の構築

3. アクションプラン

2) 要支援者ケース会議の開催

関係者等による要支援者に関する情報共有と連携体制の構築を図るため、要支援者ケース会議を地域毎に開催します。

要支援者ケース会議では、要支援者名簿に登載されている方の生活状況の共有や、要支援者のうち特に支援が必要と思われる方に関する意見聴取などを行います。また、要支援者の取り組み全般について意見などを伺い、今後の個別支援方針の取り組みの参考とします。

□ 要支援者ケース会議

目的

- ・関係者等による要支援者に関する情報共有体制の構築を行うため、要支援者ケース会議を開催
- ・よりきめ細かな会議とするため、15行政区毎に開催

関係者等

- ・区長、民生委員、自主防災会会長
- ・地域福祉課（事務局）、健康増進課（地域包括支援センター）、社協
- ・防災対策室、七ヶ浜消防署には、別途情報伝達

概要

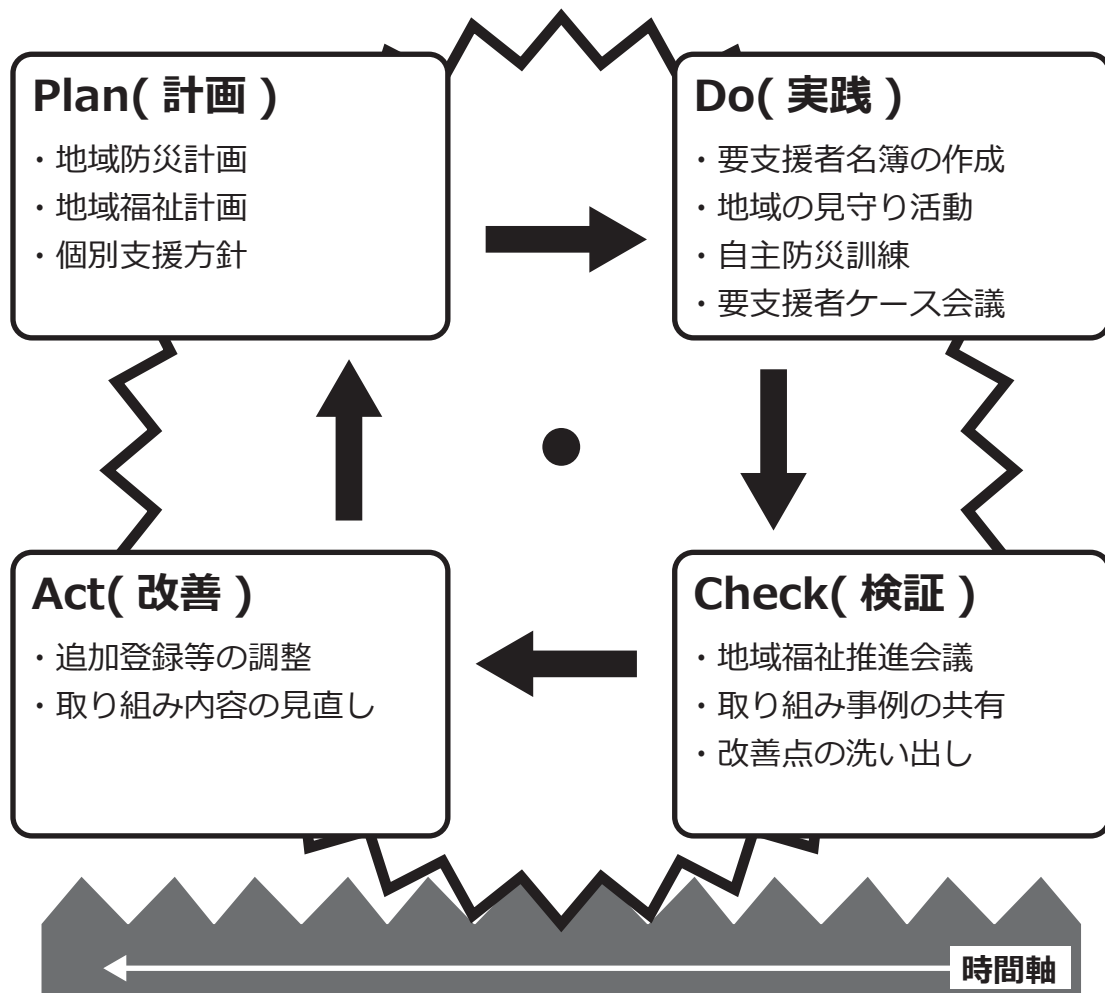
- ・要支援者名簿に登載されている方の情報共有
- ・特に支援が必要と思われる方に関する意見の聴取
- ・要支援者名簿に登載されていない方で、要支援者とすべき方に関する意見の聴取 など

3. アクションプラン

3) PDCA サイクルによる個別支援方針の見直し

個別支援方針に基づく取り組みの推進にあたっては、「計画→実践→検証→改善」というPDCAサイクルにより、実践的な体制の構築を図ります。また、取り組みに関する事後検証を行い、定期的に個別支援方針を見直します。

□PDCA サイクルによる個別支援方針のブラッシュアップ



3. アクションプラン

4) 年間スケジュール

個別支援方針に基づき、年間を通し計画的かつ定期的に取り組み、改善や見直しが必要な場合は、翌年度以降の取り組みに反映します。

□ 年間スケジュール

項目	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
1. 平常時の活動				
1) 地域の見守り活動	→	→	→	→
2) 社協訪問活動	→	→	→	→
3) 個別支援方針の周知	→	→	→	→
2. 避難行動要支援者名簿				
1) 要支援者名簿の登録・更新	○		○	
2) 要支援者ケース会議 (15行政区毎)				○
3) 要支援者の追加登録 等の調整	— —	— -(随時)	—	— →
3. 事後検証・見直し				
1) 地域福祉推進会議	— —	— -(随時)	—	— →
2) 計画や方針の策定・ 見直し	— —	— -(随時)	—	— →

4. フォローアップ

1) 個別支援方針周知のための情報発信と情報共有

個別支援方針の町民の理解を深めるため、広報「しちがはま」や町ウェブサイトを活用し情報発信するほか、「出前講座」を活用し、職員が各地区に出向き、直接説明や周知を行います。また、地域の取り組み事例を情報発信し、他地域の取り組みの参考とします。

情報発信

- ・ 広報「しちがはま」や町ウェブサイトへの掲載
- ・ 「出前講座」による職員の説明

情報共有

- ・ 地域の取り組み事例は、事例集としてまとめ、情報共有

2) 事後検証・個別支援方針の見直し

個別支援方針による要支援者ケース会議などの取り組み内容は、地域福祉推進会議を活用して、取り組み状況の報告や事後検証を行います。また、事後検証結果に基づき、改善や見直しが必要な場合は、個別支援方針を見直します。

事後検証

- ・ 地域福祉推進会議を活用し、取り組み状況の報告や事後検証を実施

方針の見直し

- ・ 事後検証に基づく個別支援方針の見直し



虹のむこう（嶋畑 貢 作）

第2 七ヶ浜町第3期地域福祉計画[2019-2023]

1. 基本理念

第1期及び第2期地域福祉計画の基本理念は、「まごころでささえあう 地域のきずな」であり、地域福祉を推進するにあたり、地域における連携と支援の重要性に着目しました。第3期地域福祉計画では、連携と支援を一步前に進め、「いきる(健康)」を目的としました。

この「いきる」は、長期総合計画の基本理念である、「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」の「ひと-人間らしく生きる」と同じ意味であり、連携と支援により、こころと体、社会的な健康づくりの推進を目的としました。

「社会的な健康」とは、他人から必要とされ、生きがいを持って暮らすことのできることを意味し、心身はもとより社会的な健康状態を保って日々の暮らしを過ごすことこそが、人間らしく生きることにつながります。

以上のことから、第3期地域福祉計画の基本理念は、「つなぎ・ささえ・いきる」としました。

こころと体、社会的な健康状態を保つためには、地域や各種団体、関係機関などの連携体制や支援体制はもとより、ご自身による健康運動、地域活動や各種ボランティア活動への参画も重要であります。

自発的な地域活動などの実践により、誰かの支えになり、将来的に誰かが支えてくれる、支えあいスパイラル^{*1}による地域福祉を推進します。



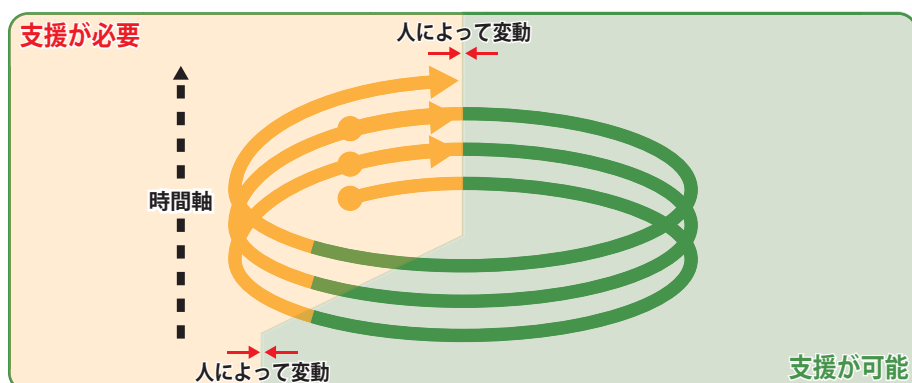
七ヶ浜町第3期地域福祉計画[2019-2023] 基本理念

「つなぎ・ささえ・いきる」

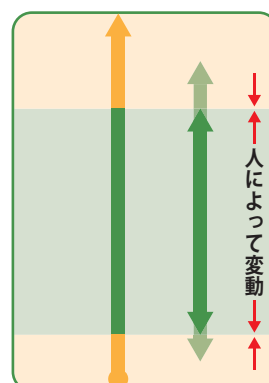
連携と支援により、こころと体、社会的な健康づくりを推進します。

^{*1} 支えあいスパイラル(イメージ)

凡例 □ 支援が必要 □ 支援が可能 ← 人の一生



心身ともに健康なうちは、地域や各種団体などの活動に参画し、誰かの支えとなり、支援が必要な時は誰かが支え、支援者には感謝の気持ちを伝えることのできる、支えあいの好循環を生み出している状態



心身ともに健康な状態を保ち、日々の暮らしを過ごす

2. 行政、町社協、地域との連携体制の強化

第3期地域福祉計画による地域福祉を推進するにあたり、福祉、防災、教育、生涯学習、まちづくりなどの行政各部門との連携や、町社協などの関係機関との連携、そして、地域福祉の担い手である地域（行政区長、民生委員児童委員、その他地区の各役員、町民）との連携体制を強固なものとし、きめ細かな情報共有により連携体制を構築します。

また、地域と地域をつなぐ町内連携の推進により、地域の課題を共有し、地域の強みをいかしたまちづくりを推進します。

「つなぎ・ささえ・いきる」をキーワードに、行政、町社協、地域の連携体制を強化し、地域福祉を推進します。

□行政、町社協、地域との連携体制

○行政

福祉、防災、教育、まちづくりなどの各部門との連携により、各所管の個別計画を推進

○地域福祉に関連する主な庁内所管（関連公共施設）

- | | | |
|--------|-------------------|---------------------|
| ・障害福祉 | 障害者計画・障害福祉計画 | 障害者地域活動支援センター「あさひ園」 |
| ・高齢者福祉 | 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | 老人福祉センター「浜風」 |
| ・保健指導 | 健康増進計画・食育推進計画 | 母子健康センター |
| ・児童福祉 | 子ども・子育て支援事業計画 | 子育て支援センター・遠山保育所 |
| | | 心身障害児通園施設「まつぼっくり広場」 |
| | | 各留守家庭児童保育館 |
| ・地域防災 | 地域防災計画・個別支援方針 | 消防署・各消防分団 |
| ・学校教育 | セブシマ・グローバルPROJECT | 各小学校・各中学校 |
| ・生涯学習 | 生涯学習推進5カ年計画 | 生涯学習センター・各スポーツ施設 |
| ・まちづくり | 長期総合（震災復興）計画・総合戦略 | |

↑連携↓

○町社協

地域福祉活動計画に基づき、地域や民生委員児童委員をはじめとする地域福祉関係者との連携により、より実践的な取り組みを推進

○活動拠点及び関連事業等

- ・障害者地域活動支援センター「あさひ園」（指定管理者）
- ・障害者等相談支援事業「ふっとわ〜く」（町社協内）
- ・土曜喫茶室（単身高齢者の交流）
- ・その他、地域福祉に関する事業等

○地域

地域コミュニティ活動を通じ、地域の見守りや防災に関する取り組みなどの連携により、地域の強みをいかしたまちづくりを推進

○活動拠点及び関連事業等

- ・地区避難所及び地区公民分館
- ・自主防災組織による避難訓練
- ・地域の見守り活動
- ・町内連携事業（町内地域間交流）
- ・地区サロン活動
- ・その他、地域コミュニティに関する事業等

第2 セブシ町第3期地域福祉計画[2019-2023]

3. 地域福祉推進会議の強化

地域福祉推進会議は、地域福祉計画を推進するにあたり、地域福祉に関わる行政区長、民生委員児童委員、町社会福祉協議会などの地域福祉関係団体が一体となって進める必要があることから、平成21年8月に組織化されたものです。

本計画の推進にあたり、より実践的な取り組みを行うため、地域福祉推進会議を以下のとおり強化します。

(1) 避難行動要支援者部会・ボランティア部会の設置

地域福祉推進会議は、本部会議の下に部会を設け、新たに、避難行動要支援者部会とボランティア部会を設置します。

避難行動要支援者部会では、地域防災計画 個別支援方針(平成30年8月22日策定)に基づき、行政区長や民生委員児童委員、町社会福祉協議会、行政(長寿社会課)による要支援者ケース会議を開催します。

ボランティア部会では、町内ボランティア団体による任意参加のボランティアネットワーク会議を設立し、団体間の情報共有などを行います。

なお、部会の設置内容は、随時見直しを行います。

□地域福祉推進会議の組織体制

○本部会議(事務局:町・町社協)

- ・会議全体の進行役(ファシリテーター)として、アドバイザーを設置
- ・委員と部会合同の全体会議、委員による本部会議などを開催予定(年4回程度)

[委員]

行政区長、自主防災会、民生委員児童委員、その他町長が特に必要と認める者

[6つの機能]

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 情報機能 | 情報の共有・情報提供・事例発表 |
| (2) 調整機能 | 関係機関のネットワークによる共有 |
| (3) 研修機能 | 参加者の資質向上、ボランティア意識の醸成、福祉学習の推進 |
| (4) 調査機能 | 地域福祉に関する取り組みの実態把握、現状分析、問題点の把握 |
| (5) 評価機能 | 地域福祉に関する取り組みの事後評価 |
| (6) 改善機能 | 評価内容に基づく地域福祉に関する取り組みの改善や見直し |

○避難行動要支援者部会(事務局:町)

要支援者ケース会議の開催

- [開催] 年1回程度開催(行政区毎)
- [出席] 行政区長、民生委員児童委員、町社協、町
- [内容] 避難行動要支援者に関する連携と共有

○ボランティア部会(事務局:町社協)

ボランティアネットワーク会議の開催

- [開催] 年1~2回程度開催
- [出席] 町内ボランティア団体による自由参加
- [内容] 各団体間の情報共有 など

(2) 地域福祉推進会議を事後検証（フォローアップ）の場として活用

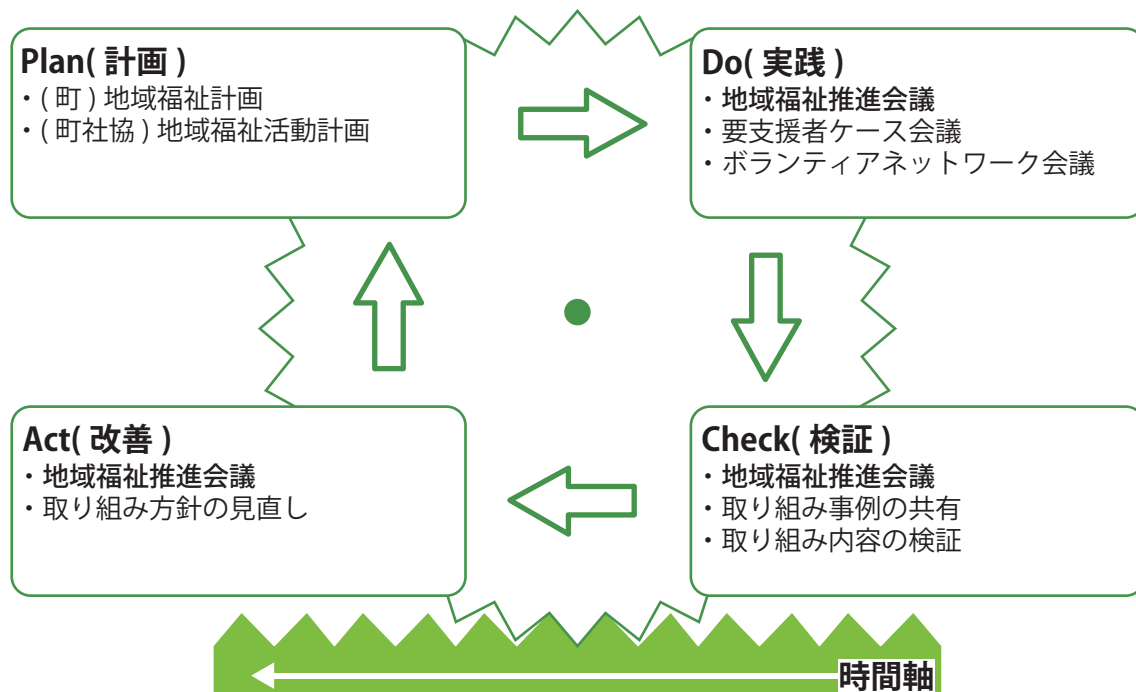
地域福祉推進会議の機能の一つとして、評価機能があります。評価機能をより実践的かつ継続的に取り組むため、本部会議では、PDCA サイクル^{*1}に基づき、部会で取り扱う避難行動要支援者制度やボランティアなどについて、取り組み内容の検証や取り組み方針の見直しなどを行います。

(3) 新たな地域福祉課題の抽出及び情報共有

取り組み内容の検証や取り組み方針の見直しは、現在の取り組みに関する内容に限定せず、新たな地域福祉の課題においても行います。

具体的には、地域力を向上させるための施策や、生活弱者や買い物弱者対策、単身高齢者の孤立や引きこもりを防止するための施策など、今後予想される新たな地域福祉の課題においても、地域福祉推進会議において課題を抽出し、現状把握や情報共有などを行います。

□PDCA サイクルに基づく取り組み内容の検証や取り組み方針の見直し



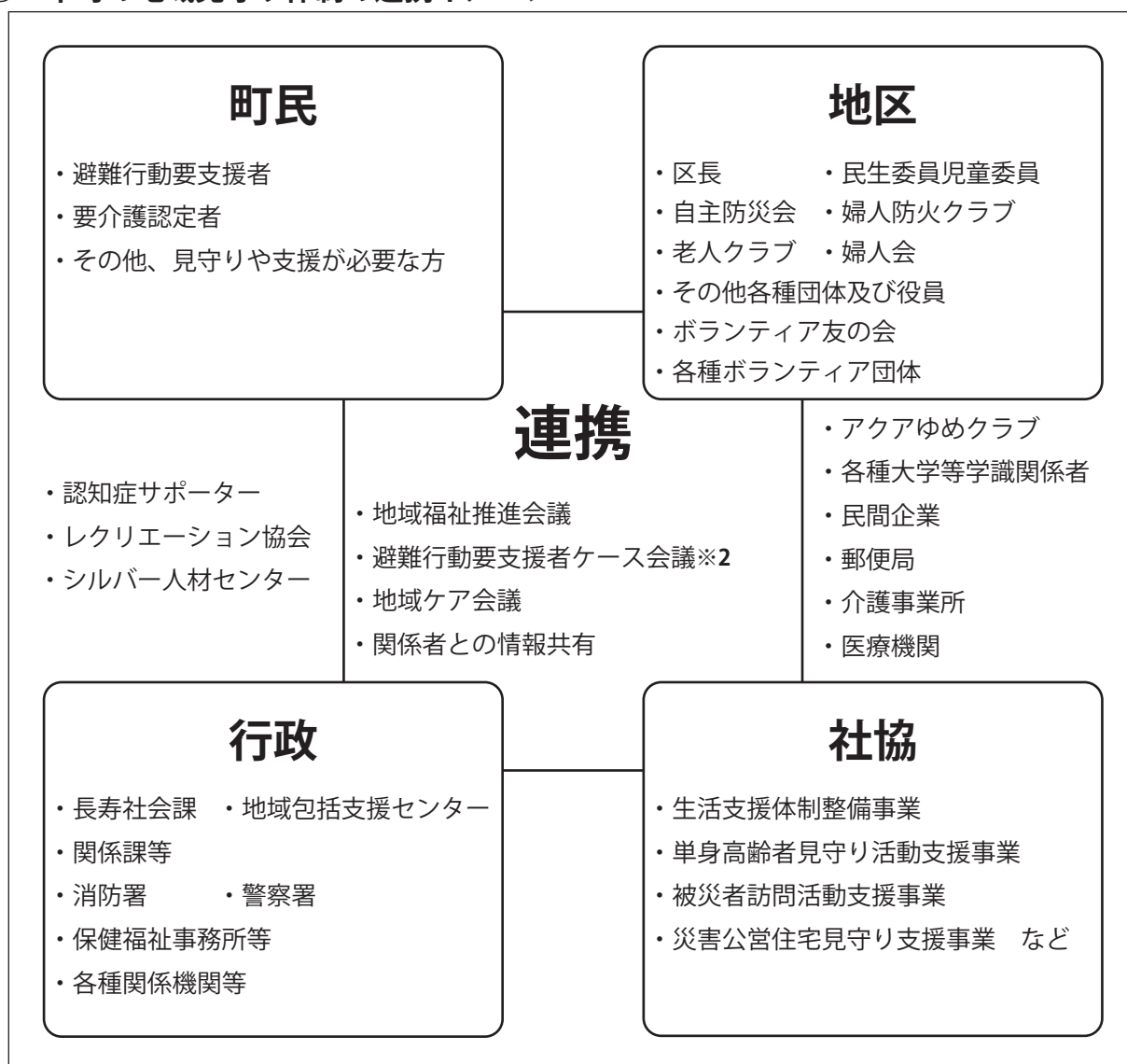
^{*1}PDCA サイクル

Plan(計画の策定)→Do(施策の実施)→Check(施策の検証)→Act(計画の見直し)を周期的(サイクル)に行い、施策を検証する事業手法の一つ

1. 地域見守り体制の強化による住民の安全と安心の確保

地域において特に見守りが必要な方に対しては、地区や社協との連携により、地域見守り体制の強化に向けた取り組みを実践しています。避難行動要支援者名簿※1の活用などによる地域見守り体制を強化し、町民の安全と安心を確保します。

○ 本町の地域見守り体制の連携イメージ



※1 [避難行動要支援者名簿] 発災時において自ら避難することが困難な方について、一定の要件を満たす場合は、本名簿に掲載

※2 [避難行動要支援者ケース会議] 発災時において自ら避難することが困難な、避難行動要支援者に関する地域の見守り体制構築に向けた関係者（区長、民生委員、自主防災会長、町社協）との情報共有のための会議

2. 地域の見守りと介護予防の連携強化

本町で取り組んでいる避難行動要支援者ケース会議により各地区共通して見られる傾向としては、見守りが必要な方と介護予防に向けた取り組みが必要な方がほぼ一致するという点にあります。

本計画より、新たに地域見守り支援員を配置し、地区や社協との連携により、避難行動要支援者名簿に基づく見守りのルールを定めながら、地域の見守りと介護予防の連携を強化します。

○ 避難行動要支援者名簿に基づく見守りのルール（随時見直し）

区分	対象人数		見守り	介護事業	リスク
A	介護認定者以外	基本チェックリスト 非該当者			低 高
B		基本チェックリスト 該当者		(本計画拡充分) 地域見守り支援 訪問事業による	
C	介護認定者	介護サービス未利用者	見守り (C対象)と介護予防事業への誘導 (Bと C対象)		
D		介護サービス利用者	ケアマネジャーや介護事業所などによる見守りと介護サービスの提供		

3. 健康寿命の延伸と介護予防を目指すための新たな取り組み

現在の健康状態を将来にわたり維持するため、バランスの取れた食生活や口腔ケアなどの健康意識の啓発に加え、運転寿命の延伸を目指したドライビングシミュレーター※3 の活用や、スポーツダーツ※4 などの年代を問わずに気軽に活用できるレクリエーションを取り入れ、健康寿命の延伸と介護予防につながる新たな取り組みを推進します。

※3 【ドライビングシミュレーター】 運転操作を疑似的に体験できるシステムで、実際にハンドルやアクセル、ブレーキを操作し、自身の運転技能や運転脳年齢（運転に必要な反応力・判断力）を確かめることが可能

※4 【スポーツダーツ】 数字の入った円形的に矢（ダーツ）を投げ、得点を競う。矢（ダーツ）を投げて体を動かし、得点を暗算して頭を使い、笑って心も元気になる、年齢、性別に関係なく気軽に楽しく交流できるスポーツ



潮風の詩（嶋畑 貢 作）

